2018 年 11 月 16 日

報道機関各位

名古屋市中区栄三丁目 33 番 13 号
株 式 会 社 中 京 銀 行

# キャッシュカード振込みの一部利用制限について
# （還付金等詐欺の防止）

中京銀行（頭取　永井 涼）は、2018 年 12 月 17 日（月）より、キャッシュカードによるお振込み機能の制限の対象となるお客さまの年齢を変更することといたしましたので、下記のとおりお知らせします。

今年度に入り、65 歳以上 70 歳未満のお客さまを対象とした還付金詐欺が増加しています。これを踏まえ、利用制限の対象となるお客さまの年齢を 70 歳以上から 65 歳以上へ変更させていただきます。

対象となるお客さまにはご不便をおかけいたしますが、大切なご資産をお守りするための取組みとして、何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

当行は、今後ともお客さまの大切なご資産をお守りするため、特殊詐欺被害防止に向け取り組んでまいります。

記

１．対象となるお客さま

65 歳以上のお客さまのうち、当行のＡＴＭで 3 年間キャッシュカードによるお振込みのご利用がないお客さま

２．利用制限の内容

対象となるお客さまは当行のキャッシュカードによるＡＴＭでのお振込みを停止させていただきます。

※キャッシュカードによるお預入れやお引出しは従来どおりご利用いただけます。お振込みについては、当行本支店の窓口またはインターネットバンキングをご利用ください。

３．開始日

2018 年 12 月 17 日（月）

（70 歳以上の方は既に上記２の対応をさせていただいています。）

４．その他

対象となるお客さまで、キャッシュカードによるＡＴＭでのお振込みをご希望される場合は、ご本人さまを確認できる資料とお届け印をご持参のうえ、当行本支店の窓口へご相談ください。

以上